

令和3年第2回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第3号～報告第8号 (降壇)
- 2 議案第39号～議案第49号
- 3 諮問第1号 (降壇)

令和3年6月3日提出

伊佐市長







令和3年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第3号から報告第8号までについて説明申し上げます。

まず、報告第3号及び報告第4号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解並びに当該損害賠償に係る歳入歳出予算の補正に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号につきましては、伊佐市環境政策課事務所敷地内において、市職員が除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機によってはじかれた石が、駐車していた相手方が所有する車両の窓ガラスを損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に3万5千円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第4号につきましては、報告第3号に係る損害賠償に要する経費について追加の措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、諸収入をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億3,185万1千円とするものであります。

次に、報告第5号「令和2年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設検討事業（オフィス環境整備支援業務委託）の令和2年度の執行残額43万円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第6号「令和2年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対応対策関連に伴う繰越事業として、光ファイバ回線整備事業ほか21事業、令和2年7月豪雨災害関連に伴う繰越事業として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業ほか7事業、それ以外の繰越事業として、菱刈庁舎管理事業ほか20事業、以上51事業の総額28億5,064万9千円のうち25億9,628万2千円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第7号「令和2年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、（農集）機能強化対策事業4,230万4千円の全額を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第8号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第26期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和3年3月末の給湯先件数は、昨年度同様16件で、給湯量は、前期末と同量の毎分735リットルであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金396万3,153円及び売掛金1万5千円の合計397万8,153円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用10万円、未払法人税等7万1千円及び預り金7万2千円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益74万7,492円、当期純損失1万2,339円の合計397万8,153円であります。

次に、3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で197万2,800円であり、これから売上原価165万2,485円及び一般管理費26万1,746円を差し引いた営業損益は5万8,569円の黒字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は5万8,661円となり、これから法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益は、マイナス

1万2,339円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、73万5,153円であります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は73万5,153円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、373万5,153円となります。

次に、第27期事業計画書の1ページをお開きください。

第27期事業計画書について説明申し上げます。

売上高は196万1千円を見込んでおります。

原価計は165万4千円、一般管理費は25万1千円、営業利益は5万6千円となり、これに法人税及び住民税等8万円を差し引いた当期利益はマイナス2万4千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告6件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———



議案第39号から議案第49号までについて説明申し上げます。

まず、議案第39号から議案第42号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第39号は、「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免の対象となる期間を1年間延長することなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第40号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免の対象となる期間を1年間延長する改正を行ったものであります。

議案第41号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずること、軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3

年12月31日までに取得したものを対象とすること、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長などの所要の改正を行ったものであります。

議案第42号は、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費について所要の措置を講じたもので、民生費につきましては、ひとり親世帯への生活支援特別給付金に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン移送に要する経費などについて新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,881万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億3,181万6千円とするものであります。

これら4件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第43号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、伊佐市の魅力を広く周知すると同時に特産品の販路拡大等を図るため、電子書籍や動画、紙冊子の作成に要する経費などについて新たに措置しております。

民生費につきましては、保育所や放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費などについて新たに措置し、農林水産業費につきましては、金山ねぎの作付け面積拡大への支援に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、十曾青少年旅行村施設の光熱水費などについて追加の措置を講じ、土木費につきましては、橋りょうの長寿命化修繕及び土木積算システム使用に係るライセンス購入に要する経費について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、県道布計山野線の道路拡幅に伴う第五分団消防詰所移転に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、西太良地区コミュニティ広場トイレ改修及び成人式参加者に対するPCR検査費用の一部助成に要する経費などについて新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしました。これらの財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,435万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億5,621万円とするものであります。

このほか、地方債において、過疎対策事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第44号「伊佐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における押印見直しに伴い、固定資産評価の審査申出書への審査申出人の押印を廃止することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号「伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新たな貸出用具として電動アシスト自転車を導入することや、管理棟の新設などに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市体育協会が伊佐市スポーツ協会に名称変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から22年を経過した第7分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、株式会社鹿児島消防防災と令和3年5月7日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号「財産の減額及び無償貸付け」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理期間が満了する令和3年9月30日をもって行政財産としての用途を廃止し、普通財産に移管する夢さくら館を、平成27年10月から指定管理者として利用者数を増加させ地域経済の振興にも寄与してきた実績のある株式会社伊佐牧場に、施設の維持管理経費が借受人の負担となることなどを考慮し、経営負担を軽減させ地域経済の振興や雇用の維持に資するため、土地については減額して、建物については無償にて貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「市道路線の認定」について説明申し上げます。

認定路線の「舟津田7号線」は、延長145m、幅員4mの路線で、県道南浦築地線改良事業に伴い旧道となった部分を県から市へ譲渡されるものであり、市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会

の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員のお一人が、令和3年3月31日をもって退任されたことに伴い、上園信行氏を新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

上園信行氏につきましては、昭和53年に菱刈町職員として奉職以来42年間行政に携わってこられ、この間、税務課長等を歴任されており、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案11件、諮問1件について説明いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———